

資料 2

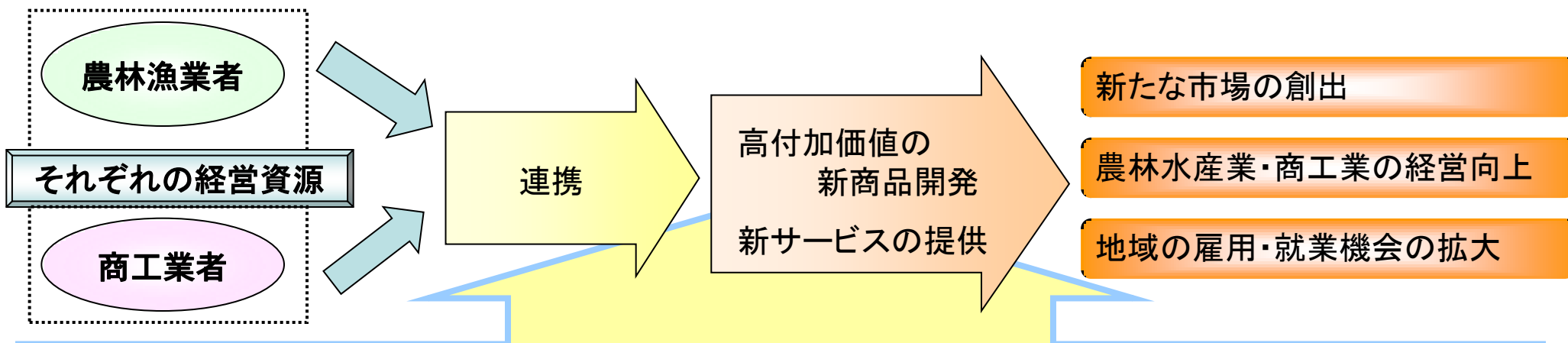
農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更について

平成24年8月2日

林野庁

農商工連携の推進に向けた施策

- 農林漁業者と食品産業等の商工業者の連携による新事業の展開を支援するため、「農商工等連携促進法」が成立（20年5月）。
- 同法の活用等により、農林水産省と経済産業省が協力して、農商工連携による新商品開発や販路の拡大等について支援。
- 新たな市場を創出し、農林水産業・商工業の経営向上、地域の雇用・就業機会の拡大を実現。



事業化の段階に応じた多様な予算措置

- ・マッチング(交流会)や研修会開催
- ・新商品開発、販路拡大(商談会の開催等)
- ・食品加工・販売施設、農林漁業機械施設等の整備
- ・産学官連携による実用技術の開発 等

農商工等連携促進法による支援措置

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律)

- 農林漁業者と中小企業者が連携して行う新商品や新サービスの開発・販路拡大等の取組について支援
 - ・信用保証協会による保証枠の拡大
 - ・日本政策金融公庫による低利融資
 - ・設備投資減税 等

※農商工等連携事業計画

H20年9月以降これまでに501件認定(H24年6月現在)

基本方針

主務大臣(農林水産大臣、経済産業大臣等)が、

農商工等連携事業・支援事業の認定基準等を策定

申請

認定

農商工等連携事業計画

目的: 中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善

中小企業者(商工業者に限る)と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成

認定基準

- ①中小企業者と農林漁業者とが**有機的に連携**して実施する事業であること
- ②両者の経営資源(技術、知識、ビジネスノウハウ等)を**有効に活用**するものであること
- ③連携事業により**新たな商品、サービスの開発、生産、需要の開拓等**を行うこと
- ④中小企業者及び農林漁業者の経営を向上させるものであること 等

申請

認定

農商工等連携支援事業計画

目的: 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農商工等連携事業に関する指導、助言など有機的連携の支援

一定の要件を満たす公益法人又はNPOが、連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成

認定基準

- ①中小企業者、農林漁業者をはじめ、商工会議所、農業協同組合等の**関係機関とのネットワーク**を有していること
- ②中小企業者と農林漁業者との**有機的な連携を支援する事業**であること 等

○ 農工商等連携促進法の支援措置

株式会社日本政策金融公庫による低利融資

農林漁業者 農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等

<農林水産事業>

- ・貸付利率 1.40% (貸付期間の指定なし)
- ・貸付期間 設備資金20年以内

中小企業者 農工商等連携事業に必要な設備資金及び運転資金

<中小企業事業>

- ・貸付利率 1.55% (貸付期間15年超～16年以内)
- ・貸付期間 設備資金20年以内、運転資金7年以内

<国民生活事業>

- ・貸付利率 2.40% (貸付期間15年超～16年以内)
- ・貸付期間 設備資金20年以内等、運転資金7年以内等

※ 金利: 平成24年4月18日現在

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

現行

<貸付率>
貸付対象額の1/2以内

本法における特例

<貸付率の拡大>
貸付対象額の2/3以内

農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

現行

<対象者>
・農業者、林業者、木材産業事業者、沿岸漁業者
・これらの組織する団体

<償還期間/据置期間>
10年以内/3年以内

本法における特例

<対象者の拡大> (左記に追加)
中小企業者(農業者等が実施する農業改良措置等を支援する取組(農業経営に必要な施設の整備等))

<償還期間/据置期間の延長>
12年以内/5年以内

中小企業信用保険法の特例

現行

<保証限度額> (1業者あたり)

- ・普通保険
2億円以内(組合は4億円以内)
- ・無担保保険
8,000万円以内
- ・特別小口保険
1,250万円以内
- ・流動資産担保保険
2億円以内(組合は4億円以内)

<填補率(年額)>

- ・普通保険……………70%
- ・その他の保険……………80%

<保険料率(年額)>

- ・100分の3以内において政令で定めるもの

本法における特例

<保証限度額の拡大> (1業者あたり) (左記現行額に加え、特別枠を創設)

- ・普通保険
4億円以内(組合は8億円以内)
- ・無担保保険
1.6億円以内
- ・特別小口保険
2,500万円以内
- ・流動資産担保保険
4億円以内(組合は8億円以内)

<填補率(年額)の引き上げ>

- ・普通保険……………80%
- ・その他の保険……………80%

<保険料率(年額)の引き下げ>

- ・100分の2以内において政令で定めるもの

食品流通構造改善促進法の特例

現行

<支援対象>

食品の流通の合理化・高度化を図るために必要な資金について、食品流通構造改善促進機構による債務保証

本法における特例

<支援対象の拡大>

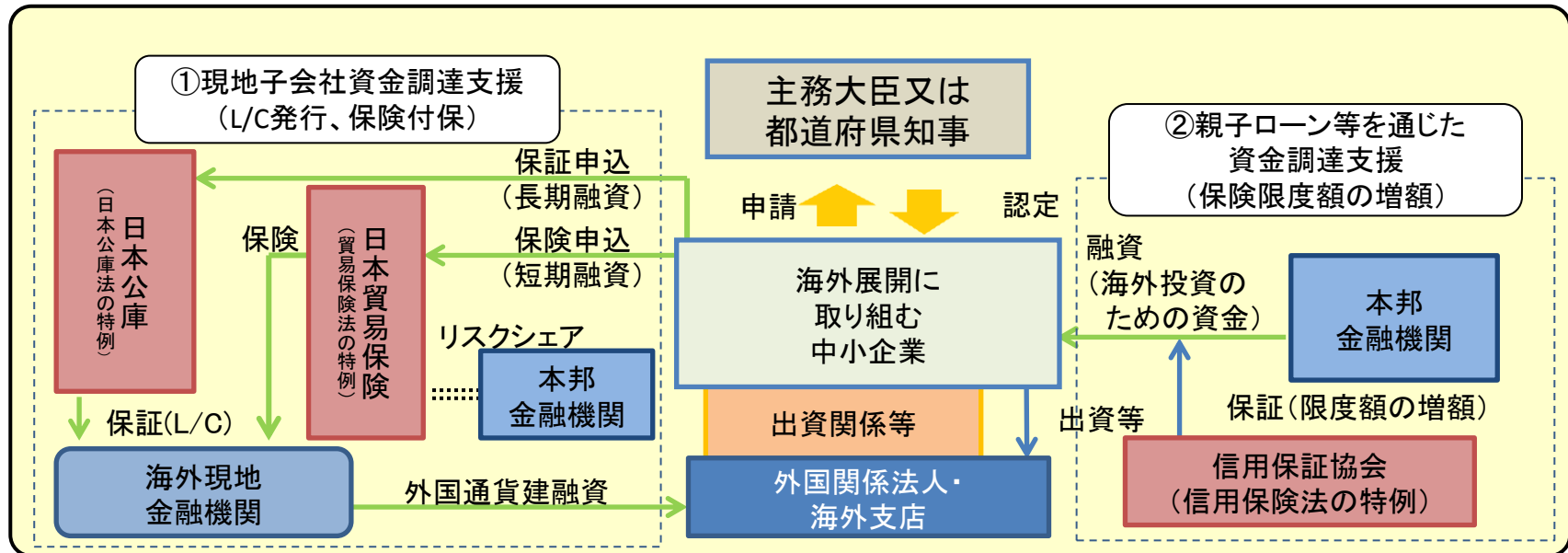
左の事業とは別に、農林漁業者と食品の製造等を行う中小企業者が連携した取組に必要な資金について同機構による債務保証

○ 海外展開に伴う資金調達支援(今回の改正に伴う支援措置の内容)

認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、

(1) 日本政策金融公庫に債務保証業務を追加し、長期融資に関して信用状を発行すること及び日本貿易保険の保険業務を拡充し、短期融資に付保することを通じ、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援する。

(2) 中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援する。



農商工等連携法の改正（抄）

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第三条 主務大臣は、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項</p> <p>二 農商工等連携事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 農商工等連携事業の内容に関する事項</p> <p>ロ 農商工等連携事業の実施により中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るための方策に関する事項</p> <p>ハ <u>海外において農商工等連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持その他農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項</u></p> <p>三 農商工等連携支援事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 農商工等連携支援事業の内容に関する事項</p> <p>ロ 農商工等連携支援事業の促進に当たって配慮すべき事項</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第三条 主務大臣は、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項</p> <p>二 農商工等連携事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 農商工等連携事業の内容に関する事項</p> <p>ロ 農商工等連携事業の実施により中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るための方策に関する事項</p> <p>ハ 農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項</p> <p>三 農商工等連携支援事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 農商工等連携支援事業の内容に関する事項</p> <p>ロ 農商工等連携支援事業の促進に当たって配慮すべき事項</p> <p>3・4 (略)</p>

(参考)これまでの経過と今後のスケジュール

- ・ 平成24年6月24日 「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のため
の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を
改正する法律(中小企業経営力強化支援法)」の成立
(新事業促進法、地域資源活用法、農商工連携法の改正)
- ・ 平成24年6月27日 同法の公布
- ・ 平成24年7月20日 「農商工等連携事業の促進に関する基本方針改正案」パブリ
ックコメント開始(~8月18日)
- ・ 平成24年8月24日 中小企業経営力強化支援法関係政令の公布
- ・ 平成24年8月27日 同法、政令、省令、基本方針の施行